

2026 年 9 月 18 日

(公財) 東京エムオウエウ事務局

第 37 回 PSC 委員会をシンガポールにて開催

本年 9 月 7 日から 10 日までの間、東京 MOU の意思決定機関であるポートステートコントロール委員会(第 37 回会合)を Mr. Kenny Crawford(オーストラリア海事安全局)議長の議事の下、シンガポールにて開催しました。会議の概要は以下のとおりです。

1. 開会挨拶

開催国を代表して、Mr. Ang Wee Keong シンガポール海事港湾庁長官による開会挨拶が行われました。同局長は、挨拶の中で、シンガポールで 3 回目となる PSC 委員会開催への謝意を表明するとともに、これまで 30 年以上にわたる東京 MOU の海上安全や海洋環境保護における取組を評価しました。さらに、昨今のシャドーフリート、不正登録、地政学的緊張、技術の急速な進歩等の昨今の状況に対し、関係者のより広範で深い協力が必要としました。

2. 参加当局等

22 の加盟当局及び 11 のオブザーバーが参加しました。

(加盟当局) 豪州、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港(中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

(オブザーバー) IMO、ILO、マカオ(中国)、米国、アブジャMOU、黒海MOU、カリブ海MOU、インド洋MOU、パリMoU、リヤド MOU、南米MOU



第 37 回PSC委員会集合写真

3. 主な決定事項

(1)劣悪船舶対策

Under-performing ships(過去 12 か月に東京 MOU 域内の PSC 検査で 3 回以上の航行停止処分を受けた劣悪船舶)が、この 3 年間顕著に増加していることから、かかる船舶に対するより強力な対策を検討することが決定されました。この検討は、次回会合に向けて会期間会合にて継続して実施されます。また、各当局が劣悪船舶等の入港禁止措置を導入する際のガイダンスの策定を併せて検討することになりました。

(2)不正登録問題

昨今、船舶の不正登録問題が世界的な課題となり PSC 検査にも影響があるなか、東京 MOU として、4 つの階層(4-Tier Approach: Tier 1:情報収集及び共有、Tier 2:不正登録問題の撲滅、Tier 3:不正登録船舶の寄港阻止、Tier 4:不正登録船舶寄港時の厳格な PSC 検査実施)においてこの問題への対応の検討が必要としました。これらの対応に関しては、多方面の関係者との緊密な連携がより必要と考えられるなか、今後、これら 4 つの階層ごとの具体的な対応を会期間も含め継続して検討していくことになりました。

(3)検査キャンペーン

2025 年に実施したバラスト水管理に関する集中検査キャンペーン(CIC)を取り纏めるとともに、貨物の固縛方法に関するCICがこの 9 月に開始したことを確認しました。また、2027 年に実施する閉鎖区域への立入りに関するCICの実施方法について基本的に合意しました。さらに、2028 年には、航路計画の適切な実施等の航行安全に関する CIC を実施することに合意しました。

(4)PSC 検査対象船舶選定に係る旗国及び RO の評価方法の変更

PSC 検査の対象船舶選定は、当該船舶の旗国及び RO に対する評価を加味して行っています。この旗国及び RO の評価方法の変更についてここ数年間検討を行ってきた結果、今般その内容が最終的に確定し(具体的な内容は別途発表予定)、新たな方法による PSC 検査結果データの収集を 2027 年 1 月 1 日に、また、新たな方法による旗国及び RO の評価結果の PSC 検査対象船舶選定への活用を 2028 年 7 月 1 日に開始することになりました(昨年の第 36 回 PSSC では 2028 年 1 月 1 日に開始するとしていましたが、これを 2028 年 7 月 1 日に変更しました。)。

(5)シップリスクプロファイル(SRP)の変更

PSC 検査対象船舶の選定に使うシップリスクプロファイル(SRP)について、以下のとおり一部変更することが合意されました。この変更は、2028 年 1 月 1 日から適用されます。

(変更内容)

- ・過去 36 か月間の欠陥指摘数に関し、現行の 5 つを超える欠陥が記録された検査の数をポイントとして加算することを、5 つを超える欠陥が記録された検査数が 3 つになる毎に 1 ポイント加算することに変更
- ・過去 36 か月間の航行停止処分数に関し、現行の 3 件以上を、2 件以上に変更

(6)漁船のPSC検査

2027 年 2 月にケープタウン協定が発効することを受け、漁船に関する PSC 検査実施状況を確認しました。

(7)技術協力

東京 MOU で実施してきた技術協力プログラムの状況報告を受け、着実かつ有意義なプログラムの実施状況を確認するとともに、日本財団の継続的な支援への感謝を改めて共有し

ました。

4. 次回会合

次回会合（第 38 回会合）を 2027 年 10 月 18 日～21 日にパナマにて開催することが合意されました。なお、例年と同様に PSC 委員会に先立ち、10 月 14 及び 15 日に技術作業部会（第 21 回会合）を開催する予定です。

お問合せ先

（公財）東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：石原、寧（ニン）

Editor's note

東京MOU：ポーステートコントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2025年10月29日現在、以下の22の当局がメンバーとなっている。また、7の当局及び10のIGOがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、米国沿岸警備隊、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）

ポーステートコントロール(PSC)：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。